

肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 第2回

日時：2026 年 5 月 28 日（木）13 時開始

会場：法務省 20 階第 1 会議室（オンライン併用）

日俳連の出席者：佐々木優子（常務理事）

法務省掲載情報：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html

佐々木優子と申します。よろしくお願い致します。

普段は声優でもあります日俳連の常務理事を務めさせていただいています。

日俳連というのは正式には協同組合日本俳優連合と申しまして、文字通り日本の俳優・声優の先輩方が 60 年前に作ってくださった協同組合で、実演家の活動状況の改善や音声業界のルール作りを、団体交渉を通して担ってきました。

現在では 2,600 名の組合員がいます。そのうち 2,100 名程が、声優さんになっています。そのため必然的に声に関する活動が多くなっています。ちなみにですが、声優が組合員になるには通常ですと、新人として登録してお仕事を始めてから最低 5 年かかります。自身の判断で飛び級のようにもっと早く入る人もいますが、大体が新人という期間を 5 年以上経て、そこまでお仕事を続けられた人がランカーと言われる組合員となります。ですから組合員となった人は皆一様にプロフェッショナルと言えると思います。

日俳連としても有志の皆さんと想いは同じで、皆さんの作って下さった資料に賛同しています。なので、私からはこれまで日俳連が活動してきた具体例の中で私が感じたことについてお話しさせていただきます。

2023 年から無断生成 AI への取り組みを初めて、ここにいらっしゃる有志の皆さんと共に NOMORE 無断生成 AI の啓発動画を作り、音声業界に向けて、声の権利を守るべく、業界三団体の主張を発表したりして参りました。

でもやはり活動として突出していますのは、南沢さんの資料にもありました、唯一の成功例となりました取り下げ事例です。

2025 年 7 月被害構造の中の 2 番目にあたる、学習済みモデルの配布・販売を行っていたアメリカの AI 音声生成サイト FISH AUDIO に取り下げ要請を行ない、こちらは速やかに 128 件を取り下げ、疑義コンテンツの通報窓口を設け自発的削除を行うとしましたが、現在ではまた無断の疑いのあるものが出てきています。

同年 9 月に国内の企業である DMM グループの子会社がサービスをしていた「にじボイス」にも同様に削除依頼を行いました。疑いのあったものは 129 ありましたが、その内、要請出来たのは 53 件です。この時のやり方はホントにアナログで「自分の声だと思う」という本人の確認のみで、それを立証するというのは困難だということもお分かりいただけるかと思います。

何を基準に判断するのか、整理が必要な観点です。ですが、その一つの要因になる

のと考えられるのが、本人の意思表示、許諾の有無です。この時は当該声優の 99%が「企業から利用許諾の連絡はなかった」とあり、残り 1%の一人は「連絡はあったが、許諾はしなかった」とのことでした。なので取り下げ要請に踏み切ったという流れでございます。

にじボイスは結局最後まで「許諾は得ている」と言い続け、ネットでも少し話題となりました。

私がこの時、問題を象徴していると思ったのが、その書き込みの中に「声には著作権がないのだから問題はないはずだ」とはっきり書き込んでいるユーザーが何人もいたことです。パブリシティ権や声をみだりに使用されない権利による「声の保護」の周知の必要性を強く感じました。

そしてもう一つ、お伝えしたいのが、いわゆる 18 禁と言われるものです。お断りしておきますが、あくまで私個人としては、決して 18 禁そのものを否定するつもりはありません。18 禁はいつの時代にも文化芸術の根源です。役者には付き物ですし、仕事としての需要ももちろんあります。

でもやはりそういうお仕事は若い子が多いです。まだ駆け出し、新人か、新人でなくても売れるちょっと手前の子たち。まだ立場が弱く、声を上げにくい人たちです。でもれっきとしたプロフェッショナルでウチの組合員でもあります

にじボイスでは、こういった、お仕事として頑張った 18 禁のコンテンツの中から取られていたということもヒアリングでわかっています。そうすると「本人は恥ずかしくて公には訴えられない」矢面に立てない、正に立場から来る限界の例です。

そして、このような対処法は FISH AUDIO の例のように“イタチごっこ”“モグラ叩き”であり、抜本的な解決とは言えず、限界があります。

でも、判例は必要で、(皆さんが仰ったように) 津田健次郎さんの行動は本当に勇気あることだと思いますし、日俳連も全力で応援したい、支持したいと思っております。この記事を目にして、当組合の副理事長である池水氏が仰っていたのは「パブリシティ権を顧客吸引力で判断するのではなく、商業的価値があれば認められる」と考えられるといいなと仰っていました。

今後、当然津田さんの裁判にも影響するでしょうし、その結果はまた日本のエンターテインメント業界にも大変な影響を及ぼすと思います。

声の保護の整理や周知を継続してご検討いただき、私たち声優が安心して仕事に従事し、日本の文化が不当に搾取されない未来となりますよう、どうか引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

以上